

世 帯 調 書

申請者氏名					本人氏名			
妊 産 婦 の 属 す る 世 帯 構 成	(1) 世帯構成員名	続柄	性別	生年月日	職 業 (勤務先)	(2) ※階層 区分	(3) ※所得 税額	(4) ※備 考
世帯外扶養義務者	氏名							
	住所							
	氏名							
	住所							

(裏)

記 載 要 領

- 1 世帯構成員名の欄には、妊産婦本人を含めて妊産婦と生計を一にしている方を全部記入してください。
- 2 扶養義務者とは、父母・祖父母・養父母・兄弟姉妹・その他家庭裁判所で扶養の義務を負わされた叔父・叔母等をいいます。
- 3 所得税等の関係証明書は、妊産婦本人又は扶養義務者全員(18歳未満で未就業であれば不要)の分を添付してください。

所 得 税 等 の 証 明 書

収入(所得税等)状況		添付証明書	発行先
1 自分で事業をしている方 (確定申告をしている場合)		確定申告書(第1表及び第2表) の控又はその写し	税 務 署
2 会社等に勤務し給与支払を受けている方	給与所得だけの場合 (確定申告なし)	源泉徴収票	勤務先の会社
	給与所得だけの場合 (確定申告あり)	確定申告書(第1表及び第2表) の控又はその写し	税 務 署
	給与所得と事業所得 の両方がある場合		
3 その他、上記証明書の取れない方		さいたま市の場合は所得証明書、又は非課税証明書	市区町村
備考 (1) 1月から6月までに申請する場合は、前前年分の所得を証明する書類、7月から12月に申請する場合は、前年分の所得を証明する書類を提出すること。 (2) 源泉徴収票又は確定申告において所得税額が0円である場合は、その他に市(区町村)民税の所得(課税)証明書又は非課税証明書を併せて提出すること。 (3) 現在無職であっても前前年分(1月から6月療養の場合)又は前年分(7月から12月療養の場合)の所得税が課税されている場合は、所得税を証明する書類を提出すること。 (4) 前前年分(1月から6月療養の場合)又は前年分(7月から12月療養の場合)の所得税が課税されている方が2人以上いる場合は、それぞれの証明書を提出すること。 (5) 市(区町村)民税の所得(課税)証明書は、各種控除額が明記されているものを提出すること。			